

議第42号

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年2月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例

滋賀県職員定数条例（昭和24年滋賀県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「3,092人」を「3,066人」に改め、同項第5号中「198人」を「209人」に改め、同項第9号の2中「1,009人」を「1,035人」に改め、同項第10号中「3,345人」を「3,361人」に、「682人」を「678人」に、「4,027人」を「4,039人」に改め、同号ア中「2,244人」を「2,230人」に、「451人」を「447人」に、「2,695人」を「2,677人」に改め、同号ウ中「1,062人」を「1,092人」に、「1,225人」を「1,255人」に改め、同項第11号中「8,473人」を「8,496人」に改める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。